

福島県環境教育等行動計画（改定案）新旧対照表

福島県環境教育等行動計画（現行）	福島県環境教育等行動計画（改定案）	備考
<p>はじめに</p> <p>平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されたこと及び平成25年3月に「福島県環境基本計画」を見直したことを踏まえ、平成17年3月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針」の見直しを行い、同法第8条の規定に基づく行動計画として「<u>福島県環境教育等行動計画</u>」を策定<u>すること</u>としました。</p> <p>この行動計画に基づき、<u>福島を想う全ての</u>人々の力でつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～<u>に</u>に向けた環境教育等の推進に取り組みます。</p> <p>なお、この行動計画の対象期間は、「<u>福島県環境基本計画（第4次）</u>」の期間に合わせ、平成32年度までとします。</p> <p>1 福島県の環境教育等を取り巻く動向</p> <p>本県は、県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗代湖を始めとする多くの湖沼や流れ豊かな河川に恵まれ、</p>	<p>はじめに</p> <p>平成23年6月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されたこと及び平成25年3月に「福島県環境基本計画」を見直したことを踏まえ、平成17年3月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針」の見直しを行い、同法第8条の規定に基づく行動計画として「<u>福島県環境教育等行動計画</u>」（以下、「<u>行動計画</u>」という。）を策定<u>しました</u>。</p> <p>その後、平成28年7月に環境回復・創造の総合的な拠点である<u>福島県環境創造センターが全面開所するとともに、平成29年3月に「福島県環境基本計画」を改定したことを踏まえ、このたび行動計画を見直すこととしました。</u></p> <p>今後とも、<u>この行動計画に基づき、「福島を想う全ての</u>人々の力でつくろう～安心して暮らせて、自然と共生する“新生ふくしま”～<u>に</u>に向けた環境教育等の推進に取り組みます。</p> <p>なお、この行動計画の対象期間は、「<u>福島県環境基本計画</u>」の期間に合わせ、平成32年度までとします。</p> <p>1 福島県の環境教育等を取り巻く動向</p> <p>本県は、県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗代湖を始めとする多くの湖沼や流れ豊かな河川に恵まれ、</p>	

1 裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有しており、私た
2 ちは、こうした豊かな自然から得られる恵みを享受して
3 います。

4 しかし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生
5 した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島
6 第一原子力発電所の事故による災害）により、私たちの
7 生活環境や自然環境が甚大な被害を受けており、とりわ
8 け、原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出に
9 による県土の環境汚染という、これまで経験したことのない深刻かつ多大な影響をもたらしました。

10 _____
11 _____
12 _____
13 _____
14 _____
15 _____
16 _____
17 そのため、汚染され
18 た県土の環境回復が、本県の復旧・復興の大前提となっ
19 ています。

20 また、私たちは、近年の資源及びエネルギーの大量消
21 費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、生活
22 の利便性は向上したものの、環境や資源面での制約が高
23 まっている状況にあります。特に、廃棄物問題や、地球
24 温暖化、生物多様性の喪失等の世界規模での環境問題は
25 深刻化しており、循環型社会の形成、低炭素社会への転
26 換、自然共生社会の形成といった持続可能な社会を実現
27 していくことが重要となっています。

28 さらに、人類の歴史は、自然災害との戦いの歴史であ
29 ったとも言え、現代社会においても豪雨、豪雪、地震、
30 津波、噴火、竜巻などの自然現象によって、度々犠牲と
31 被害が発生しています。自然災害の発生を防ぐこ
32 ことは困難であり、今後、地球温暖化の進行によって、自
33 然災害による被害はより深刻になっていく可能性があります。

裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有しており、私た
ちは、こうした豊かな自然から得られる恵みを享受して
います。

しかし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生
した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島
第一原子力発電所の事故による災害）により、私たちの
生活環境や自然環境が甚大な被害を受けており、とりわ
け、原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出に
よる県土の環境汚染という、これまで経験したことのない深刻かつ多大な影響をもたらしました。東日本大震災
から6年以上が経過し、除染の進捗や福島県環境創造セ
ンターの全面開所など、汚染された県土の環境回復に向
けた取組は着実に進んできましたが、また一方で、原子
力発電所の事故に伴い生じた汚染廃棄物の処理促進のた
めの取組や必要な除染等の実施など、引き続き環境回復
の推進に最優先で取り組むことが、

_____ 本県の _____ 復興の大前提となっ
_____ ています。

また、私たちは、近年の資源及びエネルギーの大量消
費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、生活
の利便性は向上したものの、環境や資源面での制約が高
まっている状況にあります。特に、廃棄物問題や、地球
温暖化、生物多様性の喪失等の世界規模での環境問題は
深刻化しており、循環型社会の形成、低炭素社会への転
換、自然共生社会の形成といった持続可能な社会を実現
していくことが重要となっています。

さらに、人類の歴史は、自然災害との戦いの歴史であ
ったとも言え、現代社会においても豪雨、豪雪、地震、
津波、噴火、竜巻などの自然現象によって、度々犠牲と
被害が発生しています。自然災害の発生をなくすこ
ことは困難であり、今後、地球温暖化の進行によって、自
然災害による被害はより深刻になっていく可能性があります。

1 このような状況を踏まえて_____持続可能
2 な社会の実現と県土の環境回復を図るためには、県民、
3 民間団体、事業者、行政など全ての主体が自ら、また、
4 連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくこ
5 とがますます重要になっており、そうした行動を広げる
6 ために環境教育等を推進することが必要です。そのため、
7 本県では、「福島県環境教育等行動計画」を策定し、環境
8 教育等の推進に取り組みます。

9
10 (1) 福島県における取組

11 ア 条例・計画に基づいた取組の推進

12 本県においては、独自の条例や計画に基づき、環
13 境教育等を含めた環境保全・回復の取組を進めてい
14 ます。

15
16 (ア) 福島県環境基本条例

17 多様化する環境問題に積極的に取り組むととも
18 に、本県の優れた自然環境を次世代に継承するこ
19 とが極めて重要な責務であるとの認識の下に、平
20 成7年度に「福島県環境基本条例」を制定しまし
21 ました。

22 この中で、基本的施策として環境の保全に関す
23 る「教育及び学習の振興」及び県民、事業者、民
24 間団体による「自発的な活動の促進」を掲げ、環
25 境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進
26 することとしています。

27 (イ) 福島県環境基本計画

28 「福島県環境基本条例」に基づき、環境の保全
29 に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、
30 平成8年度に「福島県環境基本計画」を策定し、
31 平成24年度_____には、東日
32 本大震災の影響を踏まえ、計画の見直しを行い、
33 _____

このような状況を踏まえて環境回復の推進と持続可能
な社会の実現_____を図るためには、県民、
民間団体、事業者、行政など全ての主体が自ら、また、
連携・協働して環境保全・回復活動に取り組んでいくこ
とがますます重要になっており、そうした行動を広げる
ために環境教育等を推進することが必要です。そのため、
本県では、「福島県環境教育等行動計画」を策定し、環境
教育等の推進に取り組みます。

(1) 福島県における取組

ア 条例・計画に基づいた取組の推進

本県においては、独自の条例や計画に基づき、環
境教育等を含めた環境保全・回復の取組を進めてい
ます。

(ア) 福島県環境基本条例

多様化する環境問題に積極的に取り組むととも
に、本県の優れた自然環境を次世代に継承するこ
とが極めて重要な責務であるとの認識の下に、平
成7年度に「福島県環境基本条例」を制定しまし
ました。

この中で、基本的施策として環境の保全に関す
る「教育及び学習の振興」及び県民、事業者、民
間団体による「自発的な活動の促進」を掲げ、環
境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進
することとしています。

(イ) 福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」に基づき、環境の保全
に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、
平成8年度に「福島県環境基本計画」を策定し、
_____平成24年度及び平成28年度_____には、東日
本大震災の影響を踏まえ_____た
見直しを行いました。

1 災害への対策として新たに柱立
2 てした「環境回復の推進」と、従来取り組んできた
3 「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の
4 実現」の二つの柱により施策を展開していくこと
5 とし 環境教育・学習機会の充実と、参
6 加と連携・協働による環境保全・回復活動の取組
7 の推進を図ることとしています。

9 (ウ) 福島県循環型社会形成に関する条例

10 これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の
11 経済社会システムを変革し、適正な資源循環が確
12 保されること等により資源の消費や廃棄物等の発
13 生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全され
14 た環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環
15 型社会を形成していくため、平成16年度に「福
16 島県循環型社会形成に関する条例」を制定しまし
17 た。

18 この条例に基づき、平成17年度に「福島県循
19 環型社会形成推進計画」を策定し、平成22年度
20 には、これまでの取組成果や社会
21 経済情勢を踏まえ見直しを していま
22 す。この計画では、「福島県が目指す循環型社会」
23 として、多様な自然環境が保全された社会の実現、
24 地域循環システムが形成された社会の実現、賢い
25 ライフスタイルの確立による環境に負荷をかけな
26 い社会の実現の3つのビジョンを掲げ、県民、民
27 間団体、事業者及び行政の役割を明示するととも
28 に、各主体が連携しながら県民総参加で推進して
29 いくこととしています。

30 (エ) 福島県廃棄物処理計画

31 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定
32 に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による
33 減量及び適正処理等に関する施策を総合的かつ計

この計画では、災害への対策として新たに柱立
てした「環境回復の推進」と、従来取り組んできた
「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の
実現」の二つの柱により施策を展開していくこと
とし、施策の展開方向 の中で、環境教育
6 の推進や各主体の 参
7 加と連携・協働による環境保全・回復活動の
8 推進を図ることとしています。

9 (ウ) 福島県循環型社会形成に関する条例

10 これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の
11 経済社会システムを変革し、適正な資源循環が確
12 保されること等により資源の消費や廃棄物等の発
13 生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全され
14 た環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環
15 型社会を形成していくため、平成16年度に「福
16 島県循環型社会形成に関する条例」を制定しまし
17 た。

18 この条例に基づき、平成17年度に「福島県循
19 環型社会形成推進計画」を策定し、平成22年度
20 及び平成27年度には、これまでの取組成果や社会
21 経済情勢を踏まえ見直しを行いました
22 。この計画では、「福島県が目指す循環型社会」
23 として、多様な自然環境が保全された社会の実現、
24 地域循環システムが形成された社会の実現、賢い
25 ライフスタイルの確立による環境に負荷をかけな
26 い社会の実現の3つのビジョンを掲げ、県民、民
27 間団体、事業者及び行政の役割を明示するととも
28 に、各主体が連携しながら県民総参加で推進して
29 いくこととしています。

30 (エ) 福島県廃棄物処理計画

31 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定
32 に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による
33 減量及び適正処理等に関する施策を総合的かつ計

1 画的に推進していくため、平成13年度に「福島
2 県廃棄物処理計画」を策定し、平成22年度
3 には、廃棄物の減量化と適正処理を
4 一層推進していくため見直しを
5 しています。

6 この計画では、県は、県民、市町村、事業者等
7 と連携し、ごみ減量化・リサイクル推進に取り組
8 んでいくこととしています。

9 (オ) 福島県地球温暖化対策推進計画

10 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定
11 に基づき、地球温暖化の原因である二酸化炭素な
12 どの温室効果ガスの排出を削減するため、平成1
13 0年度に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計
14 画」を策定し、平成24年度には、東日
15 本大震災による影響を踏まえ見直しを行い、「福
16 島県地球温暖化対策推進計画」を策定し
17 ています。

18
19
20
21 この計画では、温室効果ガス排出抑制に関する
22 施策として、未来のための環境・エネルギー教育
23 に力を入れていくこととしています。

24 (カ) うつくしま「水との共生」プラン

25 健全な「水循環」の継承に取り組んでいくため、
26 平成18年度に「うつくしま「水との共生」プラ
27 ン」を策定しました。

28 この計画では、「水にふれ、水に学び、水ととも
29 に生きる」という理念の下、良好な水環境を未来
30 の世代に引き継ぐため、

31 産学民官連
32 携により水環境保全に取り組んでいくこととし
33 ています。

画的に推進していくため、平成13年度に「福島
県廃棄物処理計画」を策定し、平成22年度及び
平成26年度には、廃棄物の減量化と適正処理を
一層推進していくため見直しを行いました

この計画では、県は、県民、市町村、事業者等
と連携し、ごみ減量化・リサイクル推進に取り組
んでいくこととしています。

(オ) 福島県地球温暖化対策推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定
に基づき、地球温暖化の原因である二酸化炭素な
どの温室効果ガスの排出を削減するため、平成1
0年度に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計
画」を策定し、平成24年度には、東日
本大震災による影響を踏まえた見直しを行い、「福
島県地球温暖化対策推進計画」を新たに策定しま
した。平成28年度には、福島大学の協
力により実施した「福島県の温暖化影響予測」の
成果やパリ協定の発効など国内外の動向を踏ま
え、見直しを行いました。

この計画では、温室効果ガス排出抑制に関する
施策として、未来のための環境・エネルギー教育
に力を入れていくこととしています。

(カ) うつくしま「水との共生」プラン

健全な「水循環」の継承に取り組んでいくため、
平成18年度に「うつくしま「水との共生」プラ
ン」を策定しました。

この計画では、「水にふれ、水に学び、水ととも
に生きる」という理念の下、良好な水環境を未来
の世代に引き継ぐため、平成29年度に設立した
福島県水循環協議会を活用しながら、産学民官連
携による水環境保全に取り組んでいくこととし
ています。

1 (キ) 福島県水環境保全基本計画

2 積極的に水環境の保全に 取り組むた
3 め、平成7年度に「福島県水環境保全基本計画」
4 を策定しました。平成24年度には、東日本大震
5 災による影響を踏まえ見直しを して
6 います。

7 この計画では、本県の水環境を保全・回復する
8 ための総合的な施策の推進を図り、県民、民間団
9 体、事業者及び行政の参加と連携・協働により将
10 来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境
11 を引き継いでいくこととしています。

12 (ク) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の
13 保全に関する条例

14 豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有してい
15 る猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未
16 然に防止し、美しいまま将来の世代に引き継いで
17 いくため、平成13年度に全国で初めて「未然防
18 止」の観点に立った「福島県猪苗代湖及び裏磐梯
19 湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定しま
20 した。

21 この中で、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境
22 の保全についての理解を深め、その保全に関する
23 活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習
24 の振興を図ることとしています。

25 この条例に基づき、同年度、「猪苗代湖及び裏磐
26 梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、平成24
27 年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直
28 しを しています。この計画では、県民
29 が一体となった水環境保全活動を広げていくこと
30 としています。

31 (ケ) 福島県野生動植物の保護に関する条例

32 県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対応
33 し、豊かな自然環境を保全するため、平成15年

(キ) 福島県水環境保全基本計画

水環境の保全に積極的に 取り組むた
め、平成7年度に「福島県水環境保全基本計画」
を策定し、 平成24年度には、東日本大震
災による影響を踏まえ見直しを 行
いました。

この計画では、本県の水環境を保全・回復する
ための総合的な施策の推進を図り、県民、民間団
体、事業者及び行政の参加と連携・協働により将
来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境
を引き継いでいくこととしています。

(ク) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の
保全に関する条例

豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有してい
る猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未
然に防止し、美しいまま将来の世代に引き継いで
いくため、平成13年度に全国で初めて「未然防
止」の観点に立った「福島県猪苗代湖及び裏磐梯
湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定しま
した。

この中で、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境
の保全についての理解を深め、その保全に関する
活動を行う意欲が増進されるよう、教育及び学習
の振興を図ることとしています。

この条例に基づき、同年度、「猪苗代湖及び裏磐
梯湖沼水環境保全推進計画」を策定し、平成24
年度には、東日本大震災による影響を踏まえ見直
しを 行いました。この計画では、県民
が一体となった水環境保全活動を広げていくこと
としています。

(ケ) 福島県野生動植物の保護に関する条例

県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対応
し、豊かな自然環境を保全するため、平成15年

1 度に「福島県野生動植物の保護に関する条例」を
2 制定しました。

3 この中で、野生動植物に関する理解を深める活
4 動が促進されるよう、教育及び学習の機会の充実
5 を図っていくこととしています。

6 この条例に基づき、平成16年度には、「福島県
7 希少野生動植物保護基本方針」を策定しました。

8 この基本方針では、学校教育や社会教育等様々
9 場において体験的な学習の場の創出に努めるな
10 ど、環境教育等の推進を図ることとしています。

11 (ロ) ふくしま生物多様性推進計画

12 「生物多様性基本法」の規定に基づき、それぞ
13 れの地域において、生物多様性を保全し持続可能
14 な利用を進めていくため、平成22年度に「ふく
15 しま生物多様性推進計画」を策定し

16 _____
17 _____
18 ました。

19 この計画では、多様な主体との連携と協働によ
20 り、県民の環境や生物多様性への理解の促進に向
21 けた取組を推進することとしています。

22 イ _____ 総合的な環境拠点の整備～ 福
23 島県環境創造センター ～ _____

24 放射性物質に汚染された環境を早急に回復し、県
25 民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造す
26 るため、三春町と南相馬市に _____

27 _____ 福島県環境創造センター _____
28 _____ を整備し _____
29 _____ ます。

30 国内外の英知を結集した世界に冠たる国際的研究
31 拠点を目指し、国際原子力機関（IAEA） _____

32 _____ を招致するとともに、
33 日本原子力研究開発機構（JAEA）及び国立環境

度に「福島県野生動植物の保護に関する条例」を
制定しました。

この中で、野生動植物に関する理解を深める活
動が促進されるよう、教育及び学習の機会の充実
を図っていくこととしています。

この条例に基づき、平成16年度には、「福島県
希少野生動植物保護基本方針」を策定しました。

この基本方針では、学校教育や社会教育等様々
場において体験的な学習の場の創出に努めるな
ど、環境教育等の推進を図ることとしています。

(ロ) ふくしま生物多様性推進計画

「生物多様性基本法」の規定に基づき、それぞ
れの地域において、生物多様性を保全し持続可能
な利用を進めていくため、平成22年度に「ふく
しま生物多様性推進計画」を策定し、平成25年
度に東日本大震災による影響を踏まえ、見直しを
行いました。

この計画では、多様な主体との連携と協働によ
り、県民の環境や生物多様性への理解の促進に向
けた取組を推進することとしています。

イ 環境回復・創造の総合的な _____ 拠点 _____ 「福
島県環境創造センター」 _____ の活用

放射性物質に汚染された環境を早急に回復し、県
民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造す
るため、三春町と南相馬市に環境回復・創造の総合的
な拠点「福島県環境創造センター」を整備し、平成
28年7月に全面開所しました。

国内外の英知を結集した世界に冠たる国際的研究
拠点を目指し、国際原子力機関（IAEA）の協力を
得て放射線モニタリングと除染に関する「IAEA
協力プロジェクト」を進める _____ とともに、
日本原子力研究開発機構（JAEA）及び国立環境

1 研究所（N I E S）
2 と協力して環境放射線モニタリングや
3 除染技術の調査研究等に取り組
4 みます。また、
5 県内の環境情報の収集・発信や教育・研修・交流の
6 機能をもち、広く国内外へも情報発信する
7 総合的な環境拠点としての役割を果たしま
8 す。

9 施設の概要は次表「福島県環境創造センターの
10 概要」のとおりであり、三春町に整備
11 する施設
12 は、本館、研究棟、交流棟
13 の3
14 つの建物で構成
15 します。本館では、
16 県全域の
17 モニタリングや除染技術の調査研究等を行い、研究
18 棟では、
19 J A E AとN I E Sが研究開発等を行いま
20 す。交流棟
21 には、子どもたち・
22 県民とともにふくしまの未来を創造する“対話と共
23 創の場”として

24 _____、
25 _____
26 _____
27 _____
28 _____
29 _____
30 _____
31 _____
32 _____
33 _____

子どもたちや県民が体験を通して福
島の未来を考える力を育む環境教育等を展開してい
きます。

南相馬市に整備
する施設は、本館と校正施設
で構成
し、本館では原子力発電所の周辺のモニ
タリングや安全監視を行い、校正施設では放射線測
定機器などの信頼性の高い校正を行います。

研究所（N I E S）を招致し、県を含めた三者が一
体となって、
環境放射線モニタリングや
除染技術の調査研究等に取り組んでい
ます。また、
県内の環境情報の収集・発信や教育・研修・交流の
機能をもち、広く国内外へも情報発信する環境回復
・創造の総合的な
拠点としての役割を果たしま
す。

施設の概要は次図 「福島県環境創造センターの
概要」のとおりであり、三春町に整備した
施設
は、本館、研究棟、交流棟「コミュタン福島」の3
つの建物で構成されてい
ます。本館では、
県全域の
モニタリングや除染技術の調査研究等を行い、研
究棟では、
J A E AとN I E Sが研究開発等を行いま
す。交流棟「コミュタン福島」では、子どもたち
・県民とともにふくしまの未来を創造する“対話と
共創の場”として整備したものであり、環境や放射
線について体験を通して学ぶ展示室や360度全球型
シアターなど、子どもたちや県民が
福
島の未来を考える力を育む環境教育等を展開してい
きます。

南相馬市に整備した
施設は、本館と校正施設
で構成され、本館では原子力発電所の周辺のモニ
タリングや安全監視を行い、校正施設では放射線測
定機器などの信頼性の高い校正を行います。

また、福島県環境創造センターの機能を補完する
ため、附属施設として「野生生物共生センター」（大
玉村）、「猪苗代水環境センター」（猪苗代町）及び福
島支所（福島市）を整備しました。「野生生物共生セ
ンター」では野生生物の放射線モニタリングや野生
動物の救護・保護管理を行います。「猪苗代水環境セ
ンター」は猪苗代湖や裏磐梯湖沼群の調査研究や、
各種ボランティア団体等の環境保全活動の場となる
施設です。また、福島支所では、環境放射線モニタ

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

福島県環境創造センターの概要

機能	
環境放射能等のモニタリング	情報収集・発信
1 きめ細かな環境放射能モニタリングシステムの構築・運用 2 環境放射能モニタリングデータの一元管理・解析・評価 3 緊急時環境放射能モニタリング体制の構築 4 一般環境中における有害物質等のモニタリング及びデータの一元管理	1 環境放射能モニタリングデータ及び一般環境中における有害物質等のモニタリングデータの収集・発信 2 放射線・除染に関するデータの収集・発信 3 調査・研究成果の内外への積極的な発信 4 情報収集・発信機能に必要な施設・設備等の整備
環境回復・創造技術の調査・研究	教育・研修・交流
1 環境の回復・創造に向けた大気、水、土壌等に関する技術調査・研究 2 環境の回復・創造に伴う廃棄物の処理・処分に関する技術調査・研究 3 環境回復・創造に向けた共同研究のコーディネートと地域政策研究 4 関係機関への提言に向けた調査・研究 5 内外研究機関を対象とした交流ネットワークの構築	1 県民などの環境放射能等に関する学習活動の実施・支援 2 放射線等の影響に関するリスクコミュニケーション、地域コミュニケーション 3 環境の回復・創造に関する技術研修 4 内外研究機関やNPO・地域住民等を広く対象とした交流ネットワークの構築 5 教育・研修・交流機能に必要な施設・設備等の整備

施設の概要			
三春町	本館 (4,228㎡) ※附属施設の面積を除く	前処理室・実験室	放射性物質等に係る前処理等
		測定室	放射性物質等の測定
		環境分析室	有害物質等の化学分析
		機器分析室	有害物質等の測定
		保管庫	保冷庫等による試料の保管
	附属施設	野生動物植物、湖沼等の調査	
	研究棟 (5,826㎡)	研究室	放射性物質の環境動態解明、除染技術開発
		情報解析室	データ解析・評価に資する設備(サーバー等)
		実証試験室	産学官連携による共同実証研究スペース
	交流棟 (4,658㎡)	ホール・会議室	国際会議、学芸会
展示室		情報検索閲覧、常設展示等	
資料室		書籍、報告書等の所蔵	
体験型研修室		除染等の体験型研修等	
南相馬市	本館 (2,942㎡)	前処理室・実験室	放射性物質等に係る前処理等
		測定室	放射性物質等の測定
		研究室	放射性物質の環境動態解明、除染技術開発
		テレメータ室	環境放射線監視テレメータシステム
		保管庫	保冷庫等による試料の保管
	クリーンルーム	コンタミネーションの防止	
校正施設 (455㎡)	校正施設	放射線測定機器校正	

リングのうち、プルトニウムの分析等を行います。

図の差し換え



1 改訂された学習指導要領で、総合的な学習の時間が新
2 設された。
3 ○平成18年
4 「教育基本法」改正。教育の目標として、「生命を尊
5 び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養う
6 こと」が新たに規定された。
7 ○平成19年
8 「学校教育法」改正。義務教育の目標として、「学校
9 内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊
10 重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこ
11 と」が新たに規定された。
12 ○平成20年及び平成21年
13 改訂された学習指導要領で、環境に関わる内容の一
14 層の充実が図られた。
15
16

17
18
19
20 コラム ～世界の動向～
21 ○1972年（昭和47年）
22 「国連人間環境会議（ストックホルム会議）」において、
23 「ストックホルム人間環境宣言」が採択され、環境教育
24 の重要性が指摘された。
25 ○1992年（平成4年）
26 「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」にお
27 いて、「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」が採
28 択され、様々な主体による環境保全への取組が重要かつ
29 不可欠とされた。
30 ○2002年（平成14年）
31 「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブ
32 ルグ・サミット）」において、日本が提案した「持続可能
33 な開発のための教育の10年」が実施計画に盛り込まれ、

全文削除

1 国連総会において、2005年（平成17年）から始ま
2 る10年を「国連持続可能な開発のための教育の10
3 年（United Nations Decade of Education for Sustainable
4 Development:DESD）」とする決議が採択された。
5 ○2012年（平成24年）
6 「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」において、
7 「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン
8 経済」がテーマの一つとなり、持続可能な開発を実現し、
9 貧困を根絶するため、環境と経済を両立させる「グリーン
10 経済」への移行を推進することについて、前向きに検
11 討された。
12
13

14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

参考 ～国内外の環境教育の動向～

○ 我が国では、1950年代からの高度経済成長期に
おいて、水俣病をはじめとする公害問題が顕在化する
とともに、環境汚染、自然破壊が大きな社会問題とな
り、1967年（昭和42年）には公害対策基本法が、
1972年（昭和47年）には自然環境保全法が制定
されました。我が国の環境教育は、こうした公害への
対処として登場した公害教育と、自然破壊への危機感
から生じた自然保護教育から始まったと言われていま
す。

○ 環境教育の必要性は、1972年（昭和47年）の
国連人間環境会議（ストックホルム会議）で採択され
た「人間環境宣言」で唱えられています。この宣言で
は国際的な公害の広がりを背景に、環境教育の目的を
「自己をとりまく環境を自己のできる範囲で管理し、
規制する行動を、一歩ずつ確実にすることのできる人

全文新規

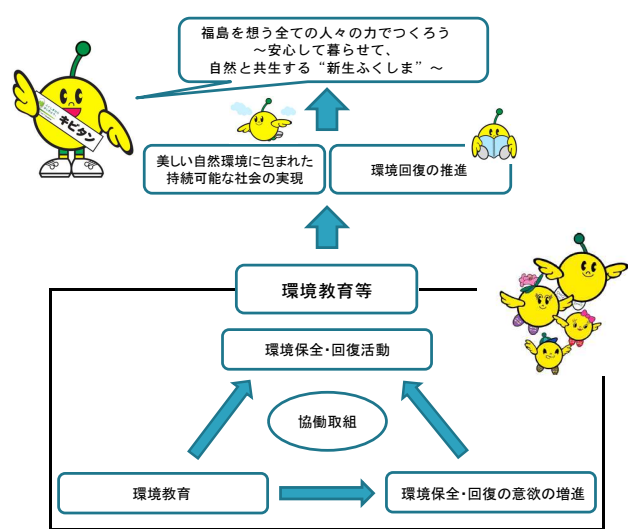
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

間を育成することにある」と規定されました。

- 地域の公害問題と同時に地球規模の視点を取り込み、環境教育の理念と推進方策の準拠すべき枠組として用いられているのが、「人間環境宣言」の下に開催された1975年の環境教育国際ワークショップ（ベオグラード憲章）や1977年（昭和52年）のトビリシ環境教育政府間会議（トビリシ宣言）です。ベオグラード憲章では、個人及び社会集団が具体的に身につけ、実際に行動を起こすために必要な目標として、「関心」「知識」「態度」「技能」「評価能力」「参加」の6項目が提起され、これらの項目が、国際的にも環境教育の目標の基底に据えられています。
- 1980年代からの地球規模の環境問題の顕現化は環境教育への関心を世界的な規模で高めることとなり、1992年（平成4年）にブラジルのリオで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）では、環境教育の重要性が議論され、「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」に盛り込まれるとともに、採択された「アジェンダ21：持続可能な開発のための行動計画」において、「持続可能な開発」の概念が明確化され、「持続可能性」の観点から環境教育の概念的・内容的枠組みが拡大しました。
- 2002年（平成14年）に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」において、我が国が提案した「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」が実施計画に盛り込まれました。2015年（平成27年）にニューヨーク国連本部において、17のゴールと各ゴールごとに設定された合計169のターゲットから構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国の環境教育に大きな影響を与えました。
- 我が国の環境教育は、1993年（平成5年）に制

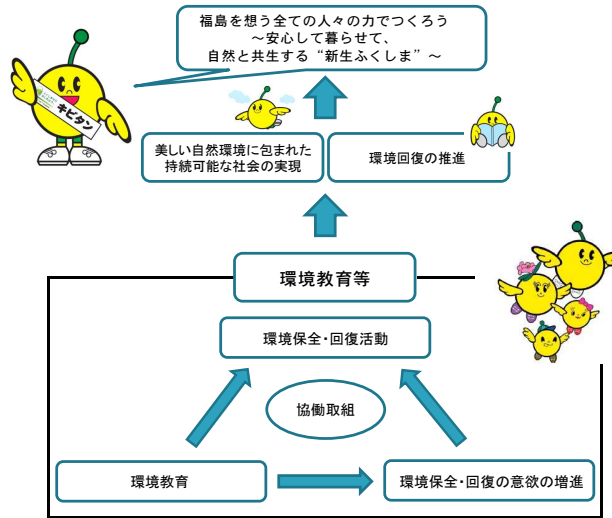
1 くことがますます重要になっています。より多くの主体
 2 の環境保全・回復活動を促進するためには、環境教育に
 3 より環境保全・回復の意欲を増進していくことが必要で
 4 す。また、環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲
 5 の増進及び環境教育を推進するためには、それぞれの主
 6 体が相互に 協力して取り組む協働取組
 7 を行うことも重要です。

9 福島県における環境教育等のイメージ



1 くことがますます重要になっています。より多くの主体
 2 の環境保全・回復活動を促進するためには、環境教育に
 3 より環境保全・回復の意欲を増進していくことが必要で
 4 す。また、環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲
 5 の増進及び環境教育を推進するためには、それぞれの主
 6 体が相互に 連携・協働して
 7 取り組む
 8 ことも重要です。

9 福島県における環境教育等のイメージ



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

環境教育等の定義

環境教育…持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全及び回復についての理解を深めるために行われる環境の保全及び回復に関する教育及び学習をいう。

環境保全・回復活動…地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動及び環境の回復に向けた放射線に係る理解の促進等の活動をいう。

環境保全・回復の意欲の増進…環境の保全及び回復に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全及び回復についての理解を深め、及び環境保全・回復活動を行う意欲を増進するために行われるものをいう。

協働取組…県民、民間団体、事業者、行政などがそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全・回復に関する取組をいう。

環境教育等…環境教育、環境保全・回復活動、環境保全

環境教育等の定義

環境教育…持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全及び回復についての理解を深めるために行われる環境の保全及び回復に関する教育及び学習をいう。

環境保全・回復活動…地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動及び環境の回復に向けた放射線に係る理解の促進等の活動をいう。

環境保全・回復の意欲の増進…環境の保全及び回復に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全及び回復についての理解を深め、及び環境保全・回復活動を行う意欲を増進するために行われるものをいう。

協働取組…県民、民間団体、事業者、行政などがそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全・回復に関する取組をいう。

環境教育等…環境教育、環境保全・回復活動、環境保全

1 ・回復の意欲の増進、協働取組の4つをあわせて「環境
2 教育等」という。

3 ※ 「環境保全」には良好な環境の創造を含めている。
4
5
6

7 (1) 取組主体間における適切な役割分担

8 環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進及
9 び環境教育に取り組むそれぞれの主体に対しては、次に
10 掲げる役割が期待されます。適切な役割分担の下、効果
11 的な活動が行われるよう取組を進めます。

12
13 ア 家庭の役割

14 今日の環境問題の多くは、日常生活の中で発生す
15 る様々な負荷に起因しているため、県民一人一人が
16 環境問題は自らの問題であることを強く認識し、環
17 境への負荷を減らし、環境への負荷の少ない生活様
18 式を実践することが重要です。

19 そのためには、節電等の省エネルギー、環境に配
20 慮した商品の優先的な購入、簡易包装

21 によるごみ減量化や分別排出によるリサイク
22 ルの促進などに取り組むこと、環境美化活動な
23 ど地域や民間団体が実施する環境保全・回復活動
24 に積極的に参加すること、環境に関する講
25 演会に参加するなどの自発的な学習活動を積極
26 的に行うことが求められます。

27 さらに、家庭は、次の世代を担う子どもたちが人
28 として基本的な生活習慣を身に付ける大切な場であ
29 り、子どもたちが日常生活を通して環境への意識を
30 高め、環境に配慮した行動がとれるように育むこと
31 が重要です。

32
33 イ 学校の役割

34 学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与

・回復の意欲の増進、協働取組の4つをあわせて「環境
教育等」という。

※ 「環境保全」には良好な環境の創造を含めている。
4
5
6

7 (1) 取組主体間における適切な役割分担

8 環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進及
9 び環境教育に取り組むそれぞれの主体に対しては、次に
10 掲げる役割が期待されます。適切な役割分担の下、効果
11 的な活動が行われるよう取組を進めます。

12
13 ア 家庭の役割

14 今日の環境問題の多くは、日常生活の中で発生す
15 る様々な負荷に起因しているため、県民一人一人が
16 環境問題は自らの問題であることを強く認識し、環
17 境への負荷を減らし、環境への負荷の少ない生活様
18 式を実践することが重要です。

19 そのためには、節電等の省エネルギー、環境に配
20 慮した商品の優先的な購入、簡易包装や食品ロスの

21 削減によるごみ減量化、分別排出によるリサイク
22 ルの促進などへの取組、環境美化活動な
23 ど地域や民間団体が実施する環境保全・回復活動へ
24 の積極的な参加、また、環境に関する講
25 演会への参加などの自発的な学習活動を積極
26 的に行うことが求められます。

27 さらに、家庭は、次の世代を担う子どもたちが人
28 として基本的な生活習慣を身に付ける大切な場であ
29 り、子どもたちが日常生活を通して環境への意識を
30 高め、環境に配慮した行動がとれるように育むこと
31 が重要です。

32
33 イ 学校の役割

34 学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与

1 える場であり、環境保全・回復に関する意識を高め
2 ていく上においても重要な役割を担っています。

3 学校は、子どもたちが社会生活や日常生活を営ん
4 でいくための基礎的知識を学ぶ場であることから、
5 環境教育等を充実させていくことは、環境に配慮し
6 た生活様式や地域社会の構成員としての自覚を身に
7 付ける上で大きな効果があります。

8 このようなことから、学校においては、環境に関
9 する知識の習得のみならず、児童生徒の発達段階や
10 特性等に応じ、あらゆる学習活動を通して環境への
11 理解を深めるとともに、一人一人が地域の環境に目
12 を向け、自ら問題を発見し、環境の保全・回復のた
13 めに主体的に考え、判断し、行動できる実践的な態
14 度や能力を育成する役割が期待されています。

15 16 ウ 地域・民間団体の役割

17 地域は、環境保全・回復に向けた取組を進めてい
18 く上での具体的な行動の場となります。地域の活発
19 な活動なしには、環境保全・回復に向けた取組が大
20 きな広がりとはなりません。

21 地域社会では、年齢、職業、価値観などが異なっ
22 た様々な人々が、それぞれ日常生活を営んでいます。
23 一方、同じ地域で生活を共にしていることから、環
24 境について共通認識を持ちやすい、共同して行動し
25 やすい、といった特性があります。

26 そのため、地域において互いに協力し合いながら、
27 環境保全・回復に関する活動の輪を広げていくこと
28 が期待されます。

29 地域においては、町内会や子ども会など地元に関
30 連した組織が地域の環境に目を向けた活動を行って
31 おり、今後とも、継続して積極的に行われることが
32 望まれます。

33 また、既に、様々な環境保全活動団体が専門的な

える場であり、環境保全・回復に関する意識を高め
ていく上においても重要な役割を担っています。

学校は、子どもたちが社会生活や日常生活を営ん
でいくための基礎的知識を学ぶ場であることから、
環境教育等を充実させていくことは、環境に配慮し
た生活様式や地域社会の構成員としての自覚を身に
付ける上で大きな効果があります。

このようなことから、学校においては、環境に関
する知識の習得のみならず、児童生徒の発達段階や
特性等に応じ、あらゆる学習活動を通して環境への
理解を深めるとともに、一人一人が地域の環境に目
を向け、自ら問題を発見し、環境の保全・回復のた
めに主体的に考え、判断し、行動できる実践的な態
度や能力を育成する役割が期待されています。

ウ 地域・民間団体の役割

地域は、環境保全・回復に向けた取組を進めてい
く上での具体的な行動の場となります。地域の活発
な活動なしには、環境保全・回復に向けた取組が大
きな広がりとはなりません。

地域社会では、年齢、職業、価値観などが異なっ
た様々な人々が、それぞれ日常生活を営んでいます。
一方、同じ地域で生活を共にしていることから、環
境について共通認識を持ちやすい、共同して行動し
やすい、といった特性があります。

そのため、地域において互いに協力し合いながら、
環境保全・回復に関する活動の輪を広げていくこと
が期待されます。

地域においては、町内会や子ども会など地元に関
連した組織が地域の環境に目を向けた活動を行って
おり、今後とも、継続して積極的に行われることが
望まれます。

また、既に、様々な環境保全活動団体が専門的な

1 知識と行動力をいかしながら活動を展開し、環境保
2 全に大きな役割を果たしています。それぞれの団体
3 は、活動範囲も様々であり、地域に根ざして活動し
4 ている団体、全県域を対象に活動している団体、さ
5 らには国際的に活動している団体など、それぞれの
6 目的に沿って、得意分野をいかした活動を行って
7 います。環境保全活動団体は、柔軟で特色ある取組が
8 可能であり、今後とも率先した取組が行われること
9 が期待されます。

10 エ 事業者の役割

11 職場における教育活動は、個々の従業員の意識形
12 成に影響を与えるものとして重要であり、従業員に
13 対し積極的に環境教育等を実施する役割が求められ
14 ます。

15 事業者においては、従業員の研修において積極的
16 に環境に関する内容を取り入れるなど、計画的に環
17 境教育等を実施するとともに、機会を捉え、その充
18 実を図っていくことが期待されます。

19 また、事業者には、環境に配慮した事業活動が求
20 められるとともに、地域社会の一員としての環境保
21 全・回復活動への積極的な参加・協力や、従業員の
22 自発的な環境保全・回復活動の推奨などの様々な取
23 組が期待されます。

24 さらに、事業者の持つ技術や人材をいかし、地域
25 における環境教育等への協力、環境教育等の場とし
26 ての施設の開放など、様々な形での積極的な取組が
27 求められます。

28 オ 行政の役割

29 30 県や市町村などの行政機関は、県民、民間団体、
31 事業者などの各主体と相互に連携・協働し、環境保
32 全・回復に向けた取組を推進していくことが重要で

知識と行動力をいかしながら活動を展開し、環境保
全に大きな役割を果たしています。それぞれの団体
は、活動範囲も様々であり、地域に根ざして活動し
ている団体、全県域を対象に活動している団体、さ
らには国際的に活動している団体など、それぞれの
目的に沿って、得意分野をいかした活動を行って
います。環境保全活動団体は、柔軟で特色ある取組が
可能であり、今後とも率先した取組が行われること
が期待されます。

エ 事業者の役割

職場における教育活動は、個々の従業員の意識形
成に影響を与えるものとして重要であり、従業員に
対し積極的に環境教育等を実施する役割が求められ
ます。

事業者においては、従業員の研修において積極的
に環境に関する内容を取り入れるなど、計画的に環
境教育等を実施するとともに、機会を捉え、その充
実を図っていくことが期待されます。

また、事業者には、環境に配慮した事業活動が求
められるとともに、地域社会の一員としての環境保
全・回復活動への積極的な参加・協力や、従業員の
自発的な環境保全・回復活動の推奨などの様々な取
組が期待されます。

さらに、事業者の持つ技術や人材をいかし、地域
における環境教育等への協力、環境教育等の場とし
ての施設の開放など、様々な形での積極的な取組が
求められます。

オ 行政の役割

県や市町村などの行政機関は、県民、民間団体、
事業者などの各主体と相互に連携・協働し、環境保
全・回復に向けた取組を推進していくことが重要で

1 す。

2 そのため、社会教育を始めとする行政の各分野で、
3 新聞やテレビ、インターネットなどの各種メディア
4 を有効活用しながら環境保全・回復の意欲の増進に
5 必要な広報、普及啓発や情報収集を行うとともに、
6 県民の環境に関する学習が容易に、かつ効果的に行
7 われるよう、必要な情報や機会を提供する必要があります。
8

9 また、環境教育等の指導者となる人材を育成する
10 とともにその活躍の場を提供していくこと、また既
11 に指導者として活躍している人材の更なる活用を図
12 ることが重要です。

13 さらに、環境保全・回復活動がより多くの県民に
14 よって実践されるよう、民間団体の活動や各主体間
15 の連携・協働などを支援することが必要です。

16 市町村においては、行動計画の作成に努め、住民
17 に最も身近な行政機関として、地域の特色をいかし
18 た環境教育等に関する施策を実施していくことが大
19 切です。

20 県は、この行動計画に基づき、広域的な行政機関
21 として、総合的な調整を図ります。また、効果的に
22 環境教育等を進めるため、環境部局と教育委員会、
23 さらに関係部局との密接な連携を図るとともに、市
24 町村とも相互に連携・協働して環境保全・回復に向
25 けた取組を展開していきます。
26

27 (2) 参加と協働

28 環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、
29 環境教育が効果的に行われるためには、自発的な参加
30 であることが必要です。このため、環境保全に関する
31 知識の普及や実践活動の支援などを行い、自発的な参
32 加による活動を支援します。

33 また、自発的な取組の推進のためには、県民一人一

す。

そのため、社会教育を始めとする行政の各分野で、
新聞やテレビ、インターネットなどの各種メディア
を有効活用しながら環境保全・回復の意欲の増進に
必要な広報、普及啓発や情報収集を行うとともに、
県民の環境に関する学習が容易に、かつ効果的に行
われるよう、必要な情報や機会を提供する必要があります。

また、環境教育等の指導者となる人材を育成する
とともにその活躍の場を提供していくこと、また既
に指導者として活躍している人材の更なる活用を図
ることが重要です。

さらに、環境保全・回復活動がより多くの県民に
よって実践されるよう、民間団体の活動や各主体間
の連携・協働などを支援することが必要です。

市町村においては、行動計画の作成に努め、住民
に最も身近な行政機関として、地域の特色をいかし
た環境教育等に関する施策を実施していくことが大
切です。

県は、この行動計画に基づき、広域的な行政機関
として、総合的な調整を図ります。また、効果的に
環境教育等を進めるため、環境部局と教育委員会、
さらに関係部局との密接な連携を図るとともに、市
町村とも相互に連携・協働して環境保全・回復に向
けた取組を展開していきます。

(2) 参加と協働

環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進、
環境教育が効果的に行われるためには、自発的な参加
であることが必要です。このため、環境保全に関する
知識の普及や実践活動の支援などを行い、自発的な参
加による活動を支援します。

また、自発的な取組の推進のためには、県民一人一

1 人の意識の高揚はもとより、地域や学校、環境保全活
2 動団体などによる活発な活動が必要です。そのために
3 は、県民を始め、民間団体、事業者、行政などの様々
4 な主体が幅広く連携・協働して環境保全・回復活動に
5 取り組んでいくことが重要です。このため、これまで
6 以上に各主体の幅広い参加と協力が得られるよう、交
7 流や情報発信を進め、協働による活動を促進します。

8 (3) 取組の継続性

9 私たちと環境との関わりは将来に渡って続
10 くとともに、現在の環境への負荷が将来にも影響を及
11 ぼすため、環境教育等は、将来を見据え、継続的に取
12 り組んでいくことが重要です。このため、人材確保や
13 育成、交流等を通じ、県民、民間団体、事業者などが
14 継続的・発展的に環境教育等に取り組むことができる
15 よう支援します。

16 3 環境教育等を推進するための施策

17 18 県は、前項の考え方に基づき、それぞれの場における
19 環境教育等が推進されるよう取り組みます。

20 (1) 家庭における環境教育等

21 22 家庭におけるごみの分別や、省エネルギーへの取組、
23 自然や命の大切さを学ぶ環境学習施設での学習は、こ
24 れまでにも取り組まれてきたところですが、放射性物
25 質の放出による環境汚染の影響などを受け、屋外での
26 活動は減少傾向にあります。

27 28 家庭において、幼児から高齢者まで全ての人が環境
29 に関心を持つとともに、家庭での生活が環境に影響を
30 与えていることを理解し、環境への負荷の少ない暮ら
31 し方を考え、実践していくことができるよう支援しま
32 す。また、本県の状況を踏まえ、環境放射線モニタリ
33 ング結果や放射線による影響などの放射線に係る正確

人の意識の高揚はもとより、地域や学校、環境保全活
動団体などによる活発な活動が必要です。そのために
は、県民を始め、民間団体、事業者、行政などの様々
な主体が幅広く連携・協働して環境保全・回復活動に
取り組んでいくことが重要です。このため、これまで
以上に各主体の幅広い参加と協力が得られるよう、交
流や情報発信を進め、協働による活動を促進します。

(3) 取組の継続性

私たちと環境との関わりは将来にわたって続
くとともに、現在の環境への負荷が将来にも影響を及
ぼすため、環境教育等は、将来を見据え、継続的に取
組んでいくことが重要です。このため、人材確保や
育成、交流等を通じ、県民、民間団体、事業者などが
継続的・発展的に環境教育等に取り組むことができる
よう支援します。

3 環境教育等を推進するための施策

県は、前項の考え方に基づき、それぞれの場における
環境教育等が推進されるよう取り組みます。

(1) 家庭における環境教育等

家庭におけるごみの分別や、省エネルギーへの取組、
自然や命の大切さを学ぶ環境学習施設での学習は、こ
れまでにも取り組まれてきたところですが、放射性物
質の放出による環境汚染の影響などを受け、屋外での
活動は減少傾向にあります。

家庭において、幼児から高齢者まで全ての人が環境
に関心を持つとともに、家庭での生活が環境に影響を
与えていることを理解し、環境への負荷の少ない暮ら
し方を考え、実践していくことができるよう支援しま
す。また、本県の状況を踏まえ、環境放射線モニタリ
ング結果や放射線による影響などの放射線に係る正確

な情報を把握できるとともに、活動の機会を増やせるよう、情報提供の内容・方法等について工夫していきます。

[推進施策]

- インターネットを始め各種メディアにより、環境の現状や体験型の環境教育プログラムなど環境情報を提供し、家庭における環境についての関心を高めると同時に、環境放射線モニタリング結果や放射線による影響などの放射線に係る正確な情報について内容・方法等を工夫しながら提供し、活動にあたって判断しやすい環境を整えます。

- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進

や、家庭における節電などの省エネルギー活動

等により、環境にやさしい生活様式が実践されるよう意識啓発を行います。

など

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
住宅用太陽光発電設備 設置件数及び設置容量（累計）	22,465件 93,529kW	70,000件 333,000kW

な情報を把握できるとともに、活動の機会を増やせるよう、情報提供の内容・方法等について工夫していきます。

[推進施策]

- インターネットを始め各種メディアにより、環境の現状や体験型の環境教育プログラムなど環境情報を提供し、家庭における環境についての関心を高めると同時に、環境放射線モニタリング結果や放射線による影響などの放射線に係る正確な情報について内容・方法等を工夫しながら提供し、活動にあたって判断しやすい環境を整えます。

- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進により、環境にやさしい生活様式が実践されるよう意識啓発を行うとともに、電力等のエネルギー需要が高まる夏季及び冬季に快適に過ごせる施設で冷暖房を共有するクール（ウオーム）シェアの取組等を通じて、家庭での消費エネルギー削減、省エネルギー意識の醸成を図ります。

- 省エネルギー効果のある緑のカーテンの育成支援等を通じて、児童の環境意識の啓発と家庭への啓発効果の普及を図ります。

- 温暖化に伴う気候変動の現状・将来予測の結果をわかりやすく周知し、理解を促進します。

など

[環境指標及び目標]

指標名	指標設定時値 (H24年度)	現況値 (H28年度)	目標値 (H32年度)
住宅用太陽光発電設備 設置件数及び設置容量（累計）	22,465件 93,529kW	44,827件 195,992kW	70,000件 333,000kW
クールシェアスポット登録数	—	—	450施設

1
2
3 (2) 学校における環境教育等

4 学校教育における各教科や総合的な学習の時間等に行われる環境教育等では、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、環境について身に付けた知識等が発揮できるように各教科等を相互に関連付けていくことによって、児童生徒が総合的に学び、環境に対する見方や考え方が確実に形成されていくよう展開する必要があります。

5
6
7
8
9
10
11 そのために、各学校において、児童生徒や地域、学校の実態を十分把握するとともに、自校におけるこれまでの環境教育等の成果と課題を明らかにして綿密な環境教育等の構想と計画、そして実践と評価を一層充実させていけるよう促進します。また、発達段階に応じて継続的に環境教育等が行われることが大切であるため、小学校・中学校・高等学校がそれぞれの目標や役割を明確にするとともに、情報交換等を充実させて校種間の連携を図って推進されるよう努めます。

12
13
14
15
16
17
18
19
20 さらに、学校は、これまで様々な環境問題に取り組んできたことから環境教育に関わる指導計画・内容を見直し、児童生徒が多面的かつ総合的に判断して、実践力を高める価値ある環境教育等に再構築していくとともに、学習内容に応じて、地域の人材や専門家を活用することが重要です。家庭や地域と連携した取組も効果的であり、児童生徒が、学校で学んだことを家庭でいかすことにより、家庭における環境保全・回復の実践行動が広がります。また、行政と連携・協働して、情報や施策を活用した新たな取組をすることや、民間団体や環境学習施設と連携して、環境教育プログラムを作成することも大切であり、それらを推進していきます。

21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33 一方で、放射性物質の放出による環境汚染の影響が

(2) 学校における環境教育等

学校教育における各教科や総合的な学習の時間等に行われる環境教育等では、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れるとともに、環境について身に付けた知識等が発揮できるように各教科等を相互に関連付けていくことによって、児童生徒が総合的に学び、環境に対する見方や考え方が確実に形成されていくよう展開する必要があります。

そのために、各学校において、児童生徒や地域、学校の実態を十分把握するとともに、自校におけるこれまでの環境教育等の成果と課題を明らかにして綿密な環境教育等の構想と計画、そして実践と評価を一層充実させていけるよう促進します。また、発達段階に応じて継続的に環境教育等が行われることが大切であるため、小学校・中学校・高等学校がそれぞれの目標や役割を明確にするとともに、情報交換等を充実させて校種間の連携を図って推進されるよう努めます。

さらに、学校は、これまで様々な環境問題に取り組んできたことから環境教育に関わる指導計画・内容を見直し、児童生徒が多面的かつ総合的に判断して、実践力を高める価値ある環境教育等に再構築していくとともに、学習内容に応じて、地域の人材や専門家を活用することが重要です。家庭や地域と連携した取組も効果的であり、児童生徒が、学校で学んだことを家庭でいかすことにより、家庭における環境保全・回復の実践行動が広がります。また、行政と連携・協働して、情報や施策を活用した新たな取組をすることや、民間団体や環境学習施設と連携して、環境教育プログラムを作成することも大切であり、それらを推進していきます。

一方で、放射性物質の放出による環境汚染の影響が

1 ら、特に児童生徒について屋外での活動が減少しており、
2 活発な活動が妨げられているといった問題を抱えて
3 いるため、学校において、環境放射線モニタリング
4 結果や放射線による影響などの放射線に係る正確な情
5 報を把握できるとともに、活動の場を選定する判断が
6 できるよう、情報提供の内容・方法等について工夫し
7 ていきます。

8 また、環境教育等を推進していく上で、児童生徒を
9 直接指導する教員の資質の向上が欠かせないため、指
10 導方法や指導内容について学ぶ研修の場と機会を充実
11 させていきます。

12 [推進施策]

- 14 • 福島議定書（学校版）の実施、再生可能エネル
15 ギーに係る教育などにより、学校生活における省資源
16 ・省エネルギーを始めとした環境負荷低減に関する実
17 践や知識の習得を進め、児童生徒の主体的な行動力の
18 育成を図ります。

24 • 地域に存
25 在する自然やごみ処理など環境に関する教材として活
26 用できる様々な素材を積極的に活用した環境教育等を
27 展開します。

- 28 • 水環境を学ぶための水生生物調査(せせらぎスクール)
29 の実施機会の拡大を促し、水環境保全意識の高揚を図
30 ります。
- 31 • 田んぼや畑、水路、ため池、里山などを遊びと学びの
32 場とし、農業や自然環境、農村文化などについて学ぶ
33 体験型の環境教育等を実施することで、児童の農業や

ら、特に児童生徒について屋外での活動が減少しており、
活発な活動が妨げられているといった問題を抱えて
いるため、学校において、環境放射線モニタリング
結果や放射線による影響などの放射線に係る正確な情
報を把握できるとともに、活動の場を選定する判断が
できるよう、情報提供の内容・方法等について工夫し
ていきます。

また、環境教育等を推進していく上で、児童生徒を
直接指導する教員の資質の向上が欠かせないため、指
導方法や指導内容について学ぶ研修の場と機会を充実
させていきます。

[推進施策]

- 「福島議定書」事業（学校版）の実施、再生可能エネル
ギーに係る教育などにより、学校生活における省資源
・省エネルギーを始めとした環境負荷低減に関する実
践や知識の習得を進め、児童生徒の主体的な行動力の
育成を図ります。

• 省エネルギー効果のある緑のカーテンの育成支援や生
徒自らが行う省エネルギー活動等を支援するととも
に、地球にやさしい生活をテーマにした絵はがきコン
テストを実施し、児童生徒の環境意識の向上を図りま
す。

• 身近にある豊かな自然やごみのリサイクルなど
環境に関する教材として活
用できる様々な素材を積極的に活用した環境教育等を
展開します。

- 水環境を学ぶための水生生物調査(せせらぎスクール)
の実施機会の拡大を促し、水環境保全意識の高揚を図
ります。
- 田んぼや畑、水路、ため池、里山などを遊びと学びの
場とし、農業や自然環境、農村文化などについて学ぶ
体験型の環境教育等を実施することで、児童の農業や

1 環境に対する理解を深めます。
2 ・地元技術者による技術指導等を実施し、木材利用と森
3 林・林業の関わりについて学ぶ機会を創出します。
4 ・地域の森林環境の保全に向け自発的に行動する態度や
5 資質、能力を育成するための機会を設けます。
6 ・本県が誇る「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の
7 高い環境教育等を推進します。
8 ・学校で身に付けた知識等を発揮する場として、学校外
9 の環境保全・回復活動への積極的な参加を促して地域
10 と一体となった活動を進めるとともに、学習成果の発
11 表の場を提供することにより、児童生徒と教職員双方
12 の継続的・自主的な取組を促進します。
13 ・環境学習施設や民間団体との連携など、学校における
14 環境教育のネットワークづくりを推進します。
15 ・情報提供等を通じ、学校と民間団体や環境学習施設と
16 の連携による環境教育プログラムの作成を支援するこ
17 とで、効果的な環境教育の推進を図ります。
18 ・放射線に係る教育に取り組むことで、子どもたちが放
19 射線に係る基礎知識についての理解を深め、心身とも
20 に健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、
21 行動する力を育成します。
22 ・環境放射線モニタリング結果や放射線による影響など
23 の放射線に係る正確な情報を内容・方法等について工
24 夫しながら提供することで、学校における屋外での活
25 動の判断をしやすい環境づくりに努めます。
26 ・福島県環境創造センターを活用し、環境教育等に係る
27 理解を深める取組を推進します。
28 ・環境問題に関する専門家等を講師として活用し、児童
29 生徒に対する環境教育等の充実を図るとともに、様々
30 なテーマによる体験を重視した環境教育等の指導を行
31 うことのできる教員の育成を図ります。

32 など

33

環境に対する理解を深めます。
・地元技術者による技術指導等を実施し、木材利用と森
林・林業の関わりについて学ぶ機会を創出します。
・地域の森林環境の保全に向け自発的に行動する態度や
資質、能力を育成するための機会を設けます。
・本県が誇る「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の
高い環境教育等を推進します。
・学校で身に付けた知識等を発揮する場として、学校外
の環境保全・回復活動への積極的な参加を促して地域
と一体となった活動を進めるとともに、学習成果の発
表の場を提供することにより、児童生徒と教職員双方
の継続的・自主的な取組を促進します。
・環境学習施設や民間団体との連携など、学校における
環境教育のネットワークづくりを推進します。
・情報提供等を通じ、学校と民間団体や環境学習施設と
の連携による環境教育プログラムの作成を支援するこ
とで、効果的な環境教育の推進を図ります。
・放射線に係る教育に取り組むことで、子どもたちが放
射線に係る基礎知識についての理解を深め、心身とも
に健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、
行動する力を育成します。
・環境放射線モニタリング結果や放射線による影響など
の放射線に係る正確な情報を内容・方法等について工
夫しながら提供することで、学校における屋外での活
動の判断をしやすい環境づくりに努めます。
・福島県環境創造センターを活用し、環境教育等に係る
理解を深める取組を推進します。
・環境問題に関する専門家等を講師として活用し、児童
生徒に対する環境教育等の充実を図るとともに、様々
なテーマによる体験を重視した環境教育等の指導を行
うことのできる教員の育成を図ります。

など

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
福島議定書(学校版) 参加校数	652校	900校
せせらぎスクール 参加校数、延べ参加者数	-	モニタリング指標 (増加を目指す)
田んぼの学校 実施校数	58校	モニタリング指標 (増加を目指す)
尾瀬で自然環境学習を行った 県内児童・生徒数	1,031人	1,400人

※ モニタリング指標とは、目標値の設定が困難又は不
 適当であるが、毎年状況を把握し、公表することが望まし
 しいもの。

(3) 地域における環境教育等

地域においては、地元根ざした組織が地域の環境
 に目を向けた活動を行っているところですが、放射性
 物質の放出による環境汚染の影響から、屋外での活動
 が減少しており、本県の自然をいかした活動が妨げら
 れているといった問題を抱えています。地域において、
 本県の自然を最大限にいかした活動ができる場を選定
 するための判断ができるよう、環境放射線モニタリン
 グ結果や放射線による影響などの放射線に係る正確な
 情報について内容・方法等を工夫しながら提供するこ
 とに努めます。

[推進施策]

- ・環境放射線モニタリング結果や放射線による影響など
 の放射線に係る正確な情報について内容・方法等を工
 夫しながら提供することで、本県の自然をいかした活
 動がしやすい環境づくりに努めます。
- ・福島県環境創造センターにおいて環境保全・回復に係
 る情報を収集・提供し、地域の環境教育等の拠点とし
 ての役割を担います。

[環境指標及び目標]

指標名	指標設定時値 (H24年度)	現況値 (H28年度)	目標値 (H32年度)
「福島議定書」 事業 (学校版) 参加団体数	652校	464校	900校
せせらぎスクール 参加団体数、延べ参加者数	-	25団体 1,285人	モニタリング指標 (増加を目指す)
田んぼの学校 実施校数	58校	158校	モニタリング指標 (増加を目指す)
尾瀬で自然環境学習を行った 県内児童・生徒数	1,051人	840人	1,400人

※ モニタリング指標とは、目標値の設定が困難又は不
 適当であるが、毎年状況を把握し、公表することが望まし
 しいもの。

(3) 地域における環境教育等

地域においては、地元根ざした組織が地域の環境
 に目を向けた活動を行っているところですが、放射性
 物質の放出による環境汚染の影響から、屋外での活動
 が減少しており、本県の自然をいかした活動が妨げら
 れているといった問題を抱えています。地域において、
 本県の自然を最大限にいかした活動ができる場を選定
 するための判断ができるよう、環境放射線モニタリン
 グ結果や放射線による影響などの放射線に係る正確な
 情報について内容・方法等を工夫しながら提供するこ
 とに努めます。

[推進施策]

- ・環境放射線モニタリング結果や放射線による影響など
 の放射線に係る正確な情報について内容・方法等を工
 夫しながら提供することで、本県の自然をいかした活
 動がしやすい環境づくりに努めます。
- ・福島県環境創造センターにおいて環境保全・回復に係
 る情報を収集・提供し、地域の環境教育等の拠点とし
 ての役割を担います。

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数（累計）	24,279人	28,000人
せせらぎスクール 参加団体数、延べ参加者数（再掲）	-	モニタリング指標 （増加を目指す）

(4) 職場における環境教育等

事業者においては、経営理念において環境への配慮を明確に位置付けるとともに、自ら環境保全活動を積極的に行うことが重要です。

既に多くの事業者が、事業活動において環境負荷低減を図るだけでなく、従業員に対し環境教育を実施していますが、より多くの事業者がこうした取組を行うよう促進します。

従業員に対しては、環境法規の遵守に必要な知識の習得だけでなく、事業者の社会貢献や社会的責任として、環境問題に積極的に取り組むための知識、判断能力、意欲を育むという観点から環境教育が必要です。こうした職場における環境教育が、家庭や地域における取組につながるよう努めます。

また、事業者において、施設の開放や人的支援等により、地域や学校と連携した取組を進めることができるよう支援します。

県においても、一事業者として、ふくしまエコオフィス実践計画に基づき、全ての機関において職員の環境に対する意識の向上や環境負荷低減、地球温暖化の防止など環境保全に向けた取組を進めます。

[推進施策]

- ・福島県環境創造センターを活用し、環境教育等に係る理解を深める取組を推進します。
- ・職場に出向いて、環境に関する講座を実施します。
- ・化学物質による環境リスクに関する正確な情報を、県

指標名	指標設定時値 (H24年度)	現況値 (H28年度)	目標値 (H32年度)
環境アドバイザー等派遣事業 受講者数（累計）	24,279人	27,697人	28,000人
せせらぎスクール 参加団体数、延べ参加者数(再掲)	-	25団体 1,285人	モニタリング指標 （増加を目指す）

(4) 職場における環境教育等

事業者においては、経営理念において環境への配慮を明確に位置付けるとともに、自ら環境保全活動を積極的に行うことが重要です。

既に多くの事業者が、事業活動において環境負荷低減を図るだけでなく、従業員に対し環境教育を実施していますが、より多くの事業者がこうした取組を行うよう促進します。

従業員に対しては、環境法規の遵守に必要な知識の習得だけでなく、事業者の社会貢献や社会的責任として、環境問題に積極的に取り組むための知識、判断能力、意欲を育むという観点から環境教育が必要です。こうした職場における環境教育が、家庭や地域における取組につながるよう努めます。

また、事業者において、施設の開放や人的支援等により、地域や学校と連携した取組を進めることができるよう支援します。

県においても、一事業者として、ふくしまエコオフィス実践計画に基づき、全ての機関において職員の環境に対する意識の向上や環境負荷低減、地球温暖化の防止など環境保全に向けた取組を進めます。

[推進施策]

- ・福島県環境創造センターを活用し、環境教育等に係る理解を深める取組を推進します。
- ・職場に出向いて、環境に関する講座を実施します。
- ・化学物質による環境リスクに関する正確な情報を、県

1 民、事業者、行政等の全ての者で共有し、お互いに意
2 思疎通を図る「リスクコミュニケーション」によって、
3 安全、安心を確保するため、専門家を派遣し、専門的
4 な知識等の普及を図ります。

- 5 ・地域や民間団体で活躍している指導者についての情報
6 を提供します。
- 7 ・体験型の環境教育プログラムや民間団体の体験活動の
8 情報などを提供し、従業員に対する研修への体験型の
9 環境教育の導入を支援します。
- 10 ・福島議定書（事業所版）により、事業者が省資
11 源・省エネルギーを始めとした環境負荷低減を図るこ
12 とを推進します。

13
14
15
16 など

17
18 [環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
福島議定書（事業所版） 参加事業所数	1,153事業所	3,000事業所

19
20
21
22
23 (5) 各主体間の連携・協働取組

24 環境教育等を推進するためには、それぞれの主体的
25 な取組とともに、各主体のパートナーシップの下に、
26 県民、民間団体、事業者、行政などの様々な主体が幅
27 広く参画し、相互に協力して連携した活動を行うこと
28 によって、環境教育等の効果を高めることが重要とな
29 ります。

30 このため、本県では、平成21年9月「ふくしま環
31 境活動支援ネットワーク」を設立しており、構成員の
32 活動内容を情報発信するなどして、多様な主体の連携
33

民、事業者、行政等の全ての者で共有し、お互いに意
思疎通を図る「リスクコミュニケーション」によって、
安全、安心を確保するため、専門家を派遣し、専門的
な知識等の普及を図ります。

- ・地域や民間団体で活躍している指導者についての情報
を提供します。
- ・体験型の環境教育プログラムや民間団体の体験活動の
情報などを提供し、従業員に対する研修への体験型の
環境教育の導入を支援します。
- ・「福島議定書」事業（事業所版）により、事業者が省資
源・省エネルギーを始めとした環境負荷低減を図るこ
とを推進します。
- ・中小企業等における照明の高効率化の支援を行い、そ
の効果を従業員等へも周知し、職場内における省エネ
ルギー意識の向上を図ります。

など

[環境指標及び目標]

指標名	指標設定時値 (H24年度)	現況値 (H28年度)	目標値 (H32年度)
<u>「福島議定書」事業</u> （事業所版） 参加事業所数	1,153事業所	<u>1,426事業所</u>	3,000事業所

(5) 各主体間の連携・協働取組

環境教育等を推進するためには、それぞれの主体的
な取組とともに、各主体のパートナーシップの下に、
県民、民間団体、事業者、行政などの様々な主体が幅
広く参画し、相互に協力して連携した活動を行うこと
によって、環境教育等の効果を高めることが重要とな
ります。

このため、本県では、平成21年9月「ふくしま環
境活動支援ネットワーク」を設立しており、構成員の
活動内容を情報発信するなどして、多様な主体の連携

1 による協働の輪を広げていくための支援をしていま
2 す。

3 また、環境教育等の実施に当たっては、発達段階や
4 理解力、テーマに応じたプログラムの活用が効果的
5 であるため、様々な主体との連携の下に地域の特性をい
6 かした各種環境教育のためのプログラムと資材の提供
7 に努めます。

8 さらに、環境保全・回復活動や環境教育の取組を連
9 携して促進していくため、環境に関するデータ、環境
10 教育等の指導者や地域の指導者、教育プログラム、場、
11 機会、教材など、行政や環境学習施設等が発信する様
12 々な環境に関する情報を、必要とする人が必要な時に、
13 分かりやすい形で入手できるよう取り組みます。

14
15 [推進施策]

- 16 ・環境部局と教育委員会の協力・連携はもとより、関係
17 部局や市町村、福島県地球温暖化防止活動推進センタ
18 ーなどの関係団体との情報交換や連携の強化に努め、
19 一体的な施策を推進します。

-
- 23 ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」
24 の環境情報ポータルサイト

25 「ふくしま環境情報ナビ」により、

- 26 ・ 環境に関するデータ、人材、教育プログラム、教材
27 などの情報を提供し、連携・協働しやすい環境づくりに努めます。

-
- 33 ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用し、各機

による協働の輪を広げていくための支援をしていま
す。

また、環境教育等の実施に当たっては、発達段階や
理解力、テーマに応じたプログラムの活用が効果的
であるため、様々な主体との連携の下に地域の特性をい
かした各種環境教育のためのプログラムと資材の提供
に努めます。

さらに、環境保全・回復活動や環境教育の取組を連
携して促進していくため、環境に関するデータ、環境
教育等の指導者や地域の指導者、教育プログラム、場、
機会、教材など、行政や環境学習施設等が発信する様
々な環境に関する情報を、必要とする人が必要な時に、
分かりやすい形で入手できるよう取り組みます。

[推進施策]

- ・環境部局と教育委員会の協力・連携はもとより、関係
部局や市町村、福島県地球温暖化防止活動推進センタ
ーなどの関係団体との情報交換や連携の強化に努め、
一体的な施策を推進します。

- ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を活用し、各機
関から提供された環境に関する情報をメールによりネ
ットワーク構成団体、関連機関等に情報発信します。
- ・「ふくしま環境活動支援ネットワーク」を通じて各主体
間の協働を推進します。

- ・ 環境に関するデータ、人材、教育プログラム、教材
などの情報を提供し、連携・協働しやすい環境づくりに努めます。

- ・ 環境保全・回復に係る出前講座や自然体験活動を行
う民間団体や事業者を「環境教育サポート団体」とし
て登録し、より質の高い環境教育の機会を地域や学校
等に提供します。

1 関から提供された環境に関する情報をメールによりネ
2 ットワーク構成団体、関連機関等に情報発信します。
3 など

4
5 [環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
県とNPO・ボランティアとの協働取組の事例数	12事例	モニタリング指標 (増加を目指す)
環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)(再掲)	24,279人	28,000人

6
7
8
9
10
11 (6) 環境学習施設の活用

12
13
14
15
16
17
18 現在、公民館、博物館、青少年教育施設など
19 に加え、民間の環境学習施設、自然体験施設において、
20 環境保全・回復活動や環境教育に関する事業が行われ
21 ています。また、事業者においては、見学
22 を受け入れている工場等があるほか、各主体において、
23 森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、海岸、農地
24 等における環境保全・回復に向けた様々な取組が行わ
25 れています。これらの自然が活動の場としていかされ
26 るよう努めるとともに、「アクアマリンふくしま」や「フ
27 オレストパークあだたら」など他県に誇れる優れた特
28 徴を持った環境学習施設との連携強化や取組の充実を
29 図ります。さらに、福島県環境創造センターにおいて
30 放射線に係る学習活動を実施・支援します。

31
32 [推進施策]

33 ・環境学習施設の情報提供により、自然体験や社会体験

など

[環境指標及び目標]

指標名	指標設定時値 (H24年度)	現況値 (H28年度)	目標値 (H32年度)
県とNPO・ボランティアとの協働取組の事例数	12事例	14事例	モニタリング指標 (増加を目指す)
環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)(再掲)	24,279人	27,697人	28,000人

(6) 環境学習施設の活用

環境回復・創造の総合的な拠点である福島県環境創
造センターが平成28年7月に全面開所しました。交
流棟「コミュタン福島」は、子どもたちが環境や放射
線について体験を通して楽しく学ぶことができる施設
として、県内はもとより、多くの県外の子もたちに
来館してもらうよう積極的に活用していきます。

また、現在、公民館、博物館、青少年教育施設など
に加え、民間の環境学習施設、自然体験施設において、
環境保全・回復活動や環境教育に関する事業が行われ
ています。その他にも、事業者においては、見学
を受け入れている工場等があるほか、各主体において、
森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、海岸、農地
等における環境保全・回復に向けた様々な取組が行わ
れています。これらの自然が活動の場としていかされ
るよう努めるとともに、「アクアマリンふくしま」や「フ
ォレストパークあだたら」など他県に誇れる優れた特
徴を持った環境学習施設との連携強化や取組の充実を
図ります。

[推進施策]

・環境学習施設の情報提供により、自然体験や社会体験

1 を重視した体験型の環境教育等を進めます。
 2 ・「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだた
 3 ら」などを活用して、海をテーマとした学習や森林や
 4 野生動植物をテーマとした学習など、その特徴をいか
 5 した環境教育等の取組を進めます。

6 ・福島県環境創造センターにおいて、
 7 _____
 8 _____放射線に係る_____正しい理解
 9 の促進や、子どもたちの学習活動の充実を図ります。
 10 _____
 11 _____
 12 _____
 13 _____
 14 _____
 15 _____
 16 _____
 17 _____
 18 _____
 19 _____
 20 _____
 21 _____
 22 _____

23 _____
 24 _____ など

25 [環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
福島県環境創造センター交流棟 利用者数	-	80,000人

を重視した体験型の環境教育等を進めます。

_____「コミュタン福島」
 への県内の全ての小学校からの来館を促し、子どもた
 ちの関心を高めながら、放射線に係る正確な_____理
 解の促進や、子どもたちの学習活動の充実を図ります。
 ・「コミュタン福島」において、企画展及びイベントを積
 極的に開催して県民の来館を促進し、来館者の環境保
 全・回復の意欲の増進に努めます。
 ・「コミュタン福島」において、I A E Aとの協力プロジ
 ェクトを始め、環境創造センターが取り組んでいる調
 査研究の成果についての発表会を開催し、広く情報発
 信します。
 ・「コミュタン福島」への県外学校の教育旅行等での来館
 を促し、本県の現状や放射線に係る正確な情報を発信
 することで、本県の風評払拭を図ります。
 ・「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだた
 ら」などを活用して、海をテーマとした学習や森林や
 野生動植物をテーマとした学習など、その特徴をいか
 した環境教育等の取組を進めます。

_____ など

[環境指標及び目標]

指標名	指標設定時値 (H24年度)	現況値 (H28年度)	目標値 (H32年度)
福島県環境創造センター交流棟 「コミュタン福島」利用者数	-	51,969人	80,000人
「コミュタン福島」で環境学習を 行った県内小学校の割合（各年）	二	38.2%	100%

※ 「コミュタン福島」利用者数の現況値は、平成28年7月21日からの利用者数。

(7) 体験の機会の場の認定

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の「体験の機会の場」を都道府県が認定する制度が創設されました。

本県では、「福島県体験の機会の場の認定に係る事務処理要綱」により認定に係る事務処理について定め、適切な認定を実施するとともに、認定団体の周知による体験の機会の場の活用による環境保全の意欲の増進を図ります。

[推進施策]

- 安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、適切に認定し、周知します。
- 制度の趣旨を周知し、普及に取り組むことで、認定数の増加を目指します。

など

[環境指標及び目標]

指標名	現況値 (H24年度)	目標値 (H32年度)
体験の機会の場 認定数（累計）	-	3カ所

(7) 体験の機会の場の認定

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」において、安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の「体験の機会の場」を都道府県が認定する制度が創設されました。

本県では、「福島県体験の機会の場の認定に係る事務処理要綱」により認定に係る事務処理について定め、適切な認定を実施するとともに、認定団体の周知による体験の機会の場の活用による環境保全の意欲の増進を図ります。

[推進施策]

- 安全確保に関する信頼性がある個人、民間団体等の土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、適切に認定し、周知します。
- 制度の趣旨を周知し、普及に取り組むことで、認定数の増加を目指します。

など

[環境指標及び目標]

指標名	指標設定時値 (H24年度)	現況値 (H28年度)	目標値 (H32年度)
体験の機会の場 認定数（累計）	-	1カ所	3カ所

1 (8) 国際的な視点での取組

2 環境保全・回復に自ら積極的に取り組むには、県内、
3 国内だけでなく、国際的な視野に立ち、世界と手をつ
4 なぎ協力していくことが必要です。国では、環境教育
5 を発展させ、経済・社会の観点を盛り込み、学習者一
6 人一人が持続可能な社会づくりに参画する力を育成す
7 ることで、「持続可能な開発のための教育」(Education
8 for Sustainable Development:ESD)を推進することを目
9 指しており、本県においても環境教育分野での国際的
10 取組を促進します。

11 また、本県においては、県土の環境回復・創造には、
12 世界の英知を結集して取組を進めていく必要があるこ
13 とから、I A E Aと協力して調査研究を進めており、
14 このような取組やその成果を分かりやすく情報発信し
15 ていきます。

16 [推進施策]

- 17
- 18 ・県内の環境教育分野での国際的取組の促進のため、ユ
- 19 ネスコスクールなどの先進事例を周知、広報します。
- 20 ・環境教育分野におけるESDの概念を定着させ、その
- 21 取組が推進されるよう広報します。
- 22 ・県とI A E Aとの協力プロジェクトなど、国際機関等
- 23 と連携した取組の状況やその成果を、分かりやすく紹
- 24 介していきます。

25 など

26
27
28
29
30 コラム ～ESDについて～

31
32 <ESDとは?>

33 「持続可能な開発のための教育」(Education for
34 Sustainable Development)の略称。「一人一人が世界の人

(8) 国際的な視点での取組

環境保全・回復に自ら積極的に取り組むには、県内、
国内だけでなく、国際的な視野に立ち、世界と手をつ
なぎ協力していくことが必要です。国では、環境教育
を発展させ、経済・社会の観点を盛り込み、学習者一
人一人が持続可能な社会づくりに参画する力を育成す
ることで、「持続可能な開発のための教育」(Education
for Sustainable Development:ESD)を推進することを目
指しており、本県においても環境教育分野での国際的
取組を促進します。

また、本県においては、県土の環境回復・創造には、
世界の英知を結集して取組を進めていく必要があるこ
とから、I A E Aと協力して調査研究を進めており、
このような取組やその成果を分かりやすく情報発信し
ていきます。

[推進施策]

- ・県内の環境教育分野での国際的取組の促進のため、ユ
- ネスコスクールなどの先進事例を周知、広報します。
- ・環境教育分野におけるESDの概念を定着させ、その
- 取組が推進されるよう広報します。
- ・県とI A E Aとの協力プロジェクトなど、国際機関等
- と連携した取組の状況やその成果を、分かりやすく紹
- 介していきます。

など

参考 ～ESDについて～

<ESDとは?>

「持続可能な開発のための教育」(Education for
Sustainable Development)の略称。「一人一人が世界の人

1 々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていること
2 とを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革
3 するための教育」をいう。

4
5 <ESDの目標>

- 6 ○ すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- 7 ○ 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及
8 び行動が、あらゆる教育や学 びの場に取り込まれる
9 こと
- 10 ○ 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実
11 現できるような行動の変革を もたらすこと

12
13 <ESDで育みたい力>

- 14 ○ 問題や現象の背景の理解
- 15 ○ 多面的かつ総合的なものの見方を重視した体系的な
16 思考力（システムズシンキング）
- 17 ○ 批判力を重視した代替案の思考力（クリティカルシ
18 ンキング）
- 19 ○ データや情報を分析する能力
- 20 ○ コミュニケーション能力
- 21 ○ リーダーシップの向上
- 22 ○ 人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、
23 環境の尊重といった持続可能 な開発に関する価値観

24
25 <ESDとユネスコ>

26 2002年（平成14年）の国連総会において、日
27 本の提案により、2005年（平成17年）から20
28 14年（平成26年）までの10年間を「国連持続可
29 能な開発のための教育の10年」とすることが決議さ
30 れ、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）がその推
31 進機関に指名された。

32 ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネ
33 スコの理想を実現するため、1953年（昭和28年）

々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていること
とを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革
するための教育」をいう。

<ESDの目標>

- すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること
- 持続可能な開発のために求められる原則、価値観及
び行動が、あらゆる教育や学 びの場に取り込まれる
こと
- 環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実
現できるような行動の変革を もたらすこと

<ESDで育みたい力>

- 問題や現象の背景の理解
- 多面的かつ総合的なものの見方を重視した体系的な
思考力（システムズシンキング）
- 批判力を重視した代替案の思考力（クリティカルシ
ンキング）
- データや情報を分析する能力
- コミュニケーション能力
- リーダーシップの向上
- 人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、
環境の尊重といった持続可能 な開発に関する価値観

<ESDとユネスコ>

2002年（平成14年）の国連総会において、日
本の提案により、2005年（平成17年）から20
14年（平成26年）までの10年間を「国連持続可
能な開発のための教育の10年」とすることが決議さ
れ、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）がその推
進機関に指名された。

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネ
スコの理想を実現するため、1953年（昭和28年）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

に創設され、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校である。特に日本では、E S Dの普及促進のためにユネスコスクールを活用することとしている。

国は、E S Dのさらなる積極的な推進を図ることで、あらゆる人々が質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値観、行動、及びライフスタイルを学び、各主体が持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することを期するとしている。

4 環境教育等の取組状況の点検等

環境教育等に関する各種施策について、毎年の取組状況を公表するとともに、福島県環境審議会に対し報告を行い、必要に応じ見直しを行います。

に創設され、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校である。特に日本では、E S Dの普及促進のためにユネスコスクールを活用することとしている。

国は、E S Dのさらなる積極的な推進を図ることで、あらゆる人々が質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値観、行動、及びライフスタイルを学び、各主体が持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することを期するとしている。

4 環境教育等の取組状況の点検等

環境教育等に関する各種施策について、毎年の取組状況を公表するとともに、福島県環境審議会に対し報告を行い、必要に応じ見直しを行います。